

国立公園の風景のストーリー化と 公園計画へのフィードバック

○岡野 隆宏*

1. はじめに

2016年3月、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、政府により「明日の日本を支える観光ビジョン」がとりまとめられ、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人（2015年の約2倍）とすることが新たな目標として掲げられた。この観光ビジョンにおいて、改革を進める十本の柱のひとつとして「国立公園」が取り上げられたことを受け、国立公園満喫プロジェクトがスタートした。

本プロジェクトでは、「国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図る」ことを基本方針とし、日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現すると同時に、地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出すことを目指して取り組んでいる。

まずは、先行的、集中的に取り組むを進める8つの国立公園を有識者会議の意見を聴いて選定し、環境省出先事務所と関係道県が事務局となり、地域の多様な関係者からなる地域協議会を設置し、現地での議論を重ね、公園毎の具体的な取組をとりまとめた「ステップアッププログラム2020」が策定された。

これに基づき、廃屋撤去などによる景観改善、多言語解説、Wi-Fi設置、ビジターセンター等の再整備を行うとともに、案内機能強化や公共施設へのカフェ等導入など利用施設の上質化に取り組んでいる。また、自然体験コンテンツを充実するとともに、利用者負担による保全のしくみづくりに取り組んでいる。このような国立公園の磨き上げを行った上で、日本政府観光局サイト内に国立公園一括情報サイトを設置し、SNSなどを活用した国内外へのプロモーションに取り組んでいる。

2019年末からの新型コロナウイルスの流行により訪日外国人旅行者は激減したが、この影響を受けた地域を支援するため、また密を避けられる自然への関心の高まりを踏まえ、2021年以降もプロジェクトを継続し、国内外の利用者の復活を目指すこととなり、ステップアッププログラムの改訂が行われ、国内向けサイト「国立公園に、行ってみよう!」を開設した。

*環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

2. 風景のストーリー化

満喫プロジェクトを開始するにあたり、環境省の自然系職員の議論も踏まえて日本の国立公園の価値について整理された。日本の国立公園には人の営みがあり、自然・歴史・文化が体験できることから、提供価値を「多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ることで、忘れられない唯一無二の体験ができる。」とし、ブランドメッセージは「その自然には、物語がある。」に決定された。

物語とは、各国立公園の風景の成り立ちや伝えたい価値や魅力を言語化したものである。この物語は地域の関係者との議論を踏まえて検討され、地域で共有され、来訪者に様々な形で伝えられるべきものと考えている。例えば、自然体験コンテンツは物語の一部あるいは全部を体験するものであり、ビジターセンターが伝えるのもその物語である。環境省では先行する8つの国立公園について、地域で議論されたステップアッププログラムを参考に国立公園ストーリー集を作成しているが、残念ながら、地域で共有し活用されているとは言い難い。

(<https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/park-stories.pdf>)

3. アドベンチャートラベルと教化の問い直し

2021年にオンラインであるがアドベンチャートラベル・ワールド・サミット(ATWS)が北海道で開催され、2023年に再度開催が予定されていることから、我が国でもアドベンチャートラベルへの関心が高まっている。アドベンチャートラベルは「自然とのふれあい」「フィジカルなアクティビティ」「文化交流」の3要素のうち、2つ以上が主目的である旅行である。ガイドが案内し、比較的少人数が行われる高付加価値の旅行であることが特徴で、地域の中小事業者と地域住民に、経済・社会的な観点でのサステナブルな効果を残せること、同時にこの効果が地域の自然や文化を保護・活性化することに貢献していることを重要な要素としている。

アドベンチャートラベルは、国立公園が目指す自然を満喫できる上質なツーリズムと合致しているが、注目したいのがその旅行目的にTransformation（自分自身の変化）をあげる人が多い点である。ここで想起されるのが、自然公園法の目的にある「教化」である。国立公園法の提案理由でも述べられており、誕生時から貫かれている理念であるが、これまで実務において省みられることは多くなかった。自然公園法の解説によれば、教育感化、教訓、感銘という言葉で説明されている。

ここでいう「教化」とは、すぐれた自然の事物、風景から受ける教育感化をいうのである。必ずしも博物館、水族館、動物園等の人為的な施設によるもの、あるいは、風景地に存するこの動物、植物、地形、地質等によるものに限らず、大自然の景観に接して偉大な教訓を受け、あるいは、日常体験し得ない感銘を受け、これによって心身ともに爽快の気が横溢すること等をも指すものである。

『自然公園法の解説』

人の営みとともにある日本の国立公園は、人間は自然の一部であり自然に支えられて暮らしがあること、自然への感謝や祈りを体感することができる。自然と共生してきた過去の営みからのサステナブルを学ぶこともできる。SGDsが掲げられ世界の変革が求められる時代の旅の意味を考えたとき、この「教化」、あるいはそれにつながる「感動」を念頭に考える国立公園の利用を再構築していく必要がある。必要な要素として「ストーリー」「ガイダンス」「ルール」をあげたい。

ストーリーについては先ほど述べたが、公園ごとにストーリーを明確にし、点ではなく、ストーリーに沿った線、あるいは面のツアーの造成が望まれる。人の営みを盛り込み、地産地消により地域経済にも貢献することを意識したい。アメリカの国立公園で定められている包括的なインタープリテーションの計画も必要となろう

ガイダンスは、感動と学びをサポートする重要な機能である。来訪者にもたらしたい体験を明確にし、自然と文化を体感するアクティビティの深化が望まれ、そのために人材育成が必要である。

ルールは、保護と利用の好循環を生む仕組みである。行為の規制や人数制限は、観光からは否定的に捉えられることが多いが、唯一無二の感動と体験を提供する仕組みである。感動を与える自然の保護、人数制限による限定体験・圧倒的感動こそ求められている。また、協力金により、自然環境の保全や野生生物の保護に貢献も必要である。

4. 公園計画へのフィードバック

2022年4月に施行された改正自然公園法において、地域の魅力を活かした自然体験活動を促進する自然体験活動促進計画制度が創設された。市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などを進めるものであるが、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例が受けられる。

認定を受けるためには、公園計画に照らして適切なものがある必要があるが、既存の公園計画では利用に関する記述は十分ではない。そこで、従来、管理運営計画に記述されてきた「ビジョン」や「管理運営方針」を公園計

画に盛り込むとともに、「自然体験活動計画」を記述することとなった。

これを記述するためには、協同型管理運営協議会やステップアッププログラム策定の際に、国立公園の物語と、来訪者に対して提供する価値や体験を議論し共有しておくが必要となる。自然体験コンテンツの造成や、保護と利用の好循環の仕組みづくりはここから発想される。これは、望まない観光開発を避けることにもつながるものである。

また、物語に沿った望ましい利用を考えていくと、既存の公園区域や保護計画・利用計画を見直す必要性も出てくる。利用調整地区のさらなる活用も期待される。このフィードバックをどのように進めていくかは今後の課題である。

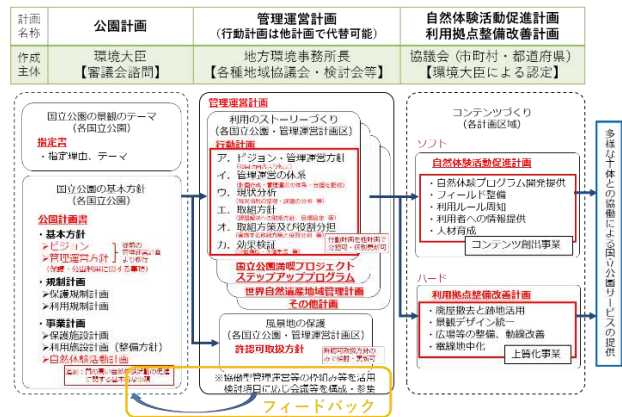


図 公園計画・管理運営計画・法定2計画との関係性

5. おわりに

満喫プロジェクトを契機に始まった自然を満喫できる上質なツーリズムの実現と、その経済効果を保全に還元させる取組は、自然公園法の改正により全公園で取り組むべき施策となった。

大切なのは協同型管理運営などの従来から取組と連動させ、その蓄積をベースに議論することである。一方で上質なツーリズムについては、経験が十分でないところであり、エコツーリズムやアドベンチャートラベルなど観光分野の専門家との連携も必要となる。

保護と利用のトレードオフから、自然環境と地域社会・文化の保護を土台とした、感動のために利用の促進に向けて取り組みを進めていきたい。

補注及び引用文献

- 1) 国立公園満喫プロジェクト特設ページ
<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html>
- 2) 水口猛・実重貴之・田中大輔『アドベンチャートラベル大全』やまごころブックス (2021)